

令和5年3月6日
企業局経営企画戦略課

工業用水道事業継続計画（企業局BCP）について

1 計画の目的・基本方針

○計画の目的

- ▶ 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に実施すべき業務を特定し、企業局の非常時優先業務を可能な限り中断させず、中断時も可能な限り早急に回復するために必要な取り組みを定める。

○基本方針

- ▶ 県庁BCPとも連携し、県内産業を支える重要ライフラインである「工業用水」の「安定供給」のための事業継続に向け、非常時優先業務の実施に必要な人員体制・管路耐震化など平時の防災対策、災害時の応急対策を織り込む。

2 平時の防災対策

○緊急支援体制の構築

- ▶ 四国4県(H22)、鳥取県(H24)と「相互応援協定」を締結
- ▶ 県建設業協会(H24)、県設備業協会(H30)と「応急復旧工事に関する協定」締結
- ▶ 災害時の緊急給水実施に向けた協定締結(H31)

中国四国農政局と「被災時の緊急分水に関するパートナーシップ協定」

吉野川下流土地改良区と「工業用水道施設と農業用水施設の連結に係る協定」

⇒ 協定の実効性を高めるため、実践的な防災訓練・研修を実施

○資機材の備蓄

- ▶ 大規模災害発生時に入手困難の恐れがある特殊管、大口径管、空気弁や漏水補修金具等の資材を各工水備蓄倉庫にストックし、迅速な対応が可能な体制を構築

○管路の耐震化

- ▶ 計画的な管路耐震化・更新を実施するため「管路の経過年数」「管路の重要度」等を総合的に評価し、H24に管路更新計画を策定

⇒ R4年度に緊急性の高い管路8.4kmの整備完了。今後も計画的な管路更新を実施

3 災害時の応急対策

○給水ルートの2重化

- ▶ 管路布設替え実施区間において、既設管路も使用しダブルルート化

○被災時の緊急給水対策

- ▶ 国営吉野川下流域農地防災事業の農水管路より吉野川工水管路へ緊急給水
 - ・ 吉野川工水水源が被災により使用不可の場合に、上記協定に基づき、工水管路に隣接する農水管路より給水（移動式ポンプ設備にて両管路を接続）
- ▶ 吉野川工水浄水場近隣の旧吉野川から移動式ポンプ設備による直接取水も計画
- ▶ 阿南工水にて管路が近接・並行して布設されている箇所を緊急時に連結し給水（大湊配水支管・小勝配水支管連結）